

監 査 公 表

令和 4 年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市農業委員会会長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 10 月 10 日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 山 根 堂 宏
 高知市監査委員 浜 口 卓 也

令和 4 年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況は、下記のとおりである。

記

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>農業委員会事務局</p> <p>○ 収納金の払込みを遅延しているもの</p> <p>農業委員会手数料に係る収納について、指定金融機関等への払込みを失念したことから、事務局内で保管したまま、収納金の払込みを遅延している事態が多数見受けられた。</p> <p>会計規則等によれば、収納金の払込みについては、出納員は毎日の収納額を現金出納簿に記載した後、現金払込書によって本市の指定金融機関等へ収納した当日又は翌日に払い込むものとされている。</p> <p>収納金については、同規則等に基づき収納後速やかに指定金融機関等へ払い込むよう徹底されたい。</p>	<p>農業委員会事務局</p> <p>○ 収納金の払込みを遅延しているもの</p> <p>今後は、払込が遅延することがないように、職員が行先表（ホワイトボード）に入金がある旨の表示をするなど、職員間でお互いに払込の確認を行うことで失念防止に努めます。</p>